

第11回  
荒川区景観審議会 議事録

日時：令和8年3月16日（月）  
場所：荒川区役所 5階 大会議室

午後1時30分開会

都市計画課長 それでは、皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより第11回荒川区景観審議会を開催させていただきます。

本日は、御多用中のところ、本会議に出席をいただきまして、誠にありがとうございます。会長選任までの間、この会の進行を進めさせていただきます事務局の都市計画課長の諸角と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の景観審議会は、前回の開催から1年ぶりの開催でございますが、7月に2年の任期が切り替わりましたので、現在の任期では初めての審議会ということになります。

まず本日の委員の出欠の状況でございます。出席が13名、欠席が4名でございます。会議として有効に成立しておりますことをまず御報告させていただきます。

次に、本日の資料の確認でございますが、1つ目が会議次第、2つ目が会議資料、3つ目が添付資料1、4つ目として報告事例ということで事前に配付させていただきました。不足等ございましたら、気がついたときにでも、事務局までお申しつけください。

それでは、会議に入る前に、区を代表いたしまして、防災都市づくり部長の松崎より御挨拶を申し上げます。

部長、よろしくお願いいたします。

防災都市づくり部長 皆さん、こんにちは。防災都市づくり部長の松崎でございます。本日大変お忙しい中、お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、皆様も御存じだと存じますが、夕やけだんだん周辺マンションのその後についても御報告させていただく予定でございます。

先週の土曜日のことです。夕やけだんだんの近くに下御隠殿橋という橋がございますが、そこがラジオの中継に使われておりました。TBSのラジオだったんですけども、アナウンサーの方がいらっしゃって、そこから見える電車が、たくさん電車が通るものですかからお子さんたちに人気で、観光の一部のスポットになっているというような御紹介でございました。そういったところも荒川区の景観の一つなのかなと思いながら聞いておりました。

そして、その後に、今度は都電の三ノ輪橋の駅前からの中継に移りまして、そこでは、三ノ輪橋の駅がとてもレトロで、そして今は時期ではないのですが、5月にはとてもたくさんのバラの花で彩られるというような御紹介もされておりました。1つは日暮里の台地の景観軸、そしてもう一つは都電の景観軸ということで、この景観審議会の関連の深い場所2つがラジオで取り上げられていたということでございます。

ラジオは、今、スマートフォンをお持ちの方なら1週間聞けますので、ぜひ聞いていただければなと思いました。

本日、大変お忙しい中お集まりいただきまして、様々な御報告をさせていただきますが、皆様いろいろな御意見を賜れればと思っております。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 部長、ありがとうございました。

それでは、これより着座にて失礼させていただきます。

それでは、会議の次第の3、委員の委嘱ということでございますが、会議資料の1ページを御覧ください。本審議会の委員名簿でございます。本来、区長から委嘱状を交付させていただくところではございますが、事務の簡略化ということで、机上配付ということにさせていただいておりますことをお許しく下さい。

それでは、名簿の順で名前を読み上げさせていただきますので、一言頂戴できればと存じます。

初めに、学識経験者でございます日本大学理工学部の教授でいらっしゃいます岡田智秀委員でございます。

3番委員 岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画課長 学識経験者といたしましては、伊藤委員、吉田委員のあと2名いらっしゃいますが、別の自治体の審議会に出席ということで、本日は欠席でございます。

次に、区議会議員といたしまして、並木一元委員でございます。

7番委員 並木です。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 次に、山本剛委員でございます。

12番委員 山本です。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 山田晴美委員でございます。

10番委員 山田です。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 もう一人、松田智子委員につきましては、別の公務のため欠席でございます。

次に、関係団体といたしまして、小西啓文委員でございます。

5番委員 小西です。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 中村聡委員でございます。

6番委員 中村です。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 吉野邦夫委員でございます。

14番委員 吉野です。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 飯田武彦委員でございます。失礼いたしました。1番委員は本日欠席でございます。

続きまして、区民委員を御紹介させていただきます。

山本展久委員でございます。

13番委員 山本です。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 石川恵子委員でございます。

2番委員 石川です。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 箭内忠義委員でございます。

11番委員 箭内です。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 先日の「アド街ック天国」を御覧になった方がいらっしゃるかと思いますが、スポーツ店を営んでいらっしゃいます岡安春雄委員でございます。

4番委員 岡安でございます。町屋在住でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 原田麻委員でございます。

8番委員 原田です。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 深澤健作委員でございます。

9番委員 深澤健作です。どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画課長 以上17名で委員が構成されております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第に従いまして進めさせていただきます。

次第4、会長・副会長の選出でございます。

冒頭でも申し上げましたが、本日の会議は新たな任期における初めての審議会でございます。まだ今のところ会長が決まっていない状況でございます。荒川区景観条例施行規則に基づきまして、会長と副会長は委員の互選によって定めるとなっております。本来であれば、委員の皆様の自薦、他薦、立候補などで決めるというところでございますが、皆様の御了承をいただければ、事務局が推薦をさせていただければと存じますが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

都市計画課長 ありがとうございます。それでは、事務局より推薦させていただきます。

会長には、荒川区都市計画審議会の委員でもございまして、また景観まちづくり推進や景観まちづくり塾など他方面で御指導をいただいております3番委員を推薦させていただき、副会長には景観アドバイザーとして、事業者と景観協議に御尽力を賜っております吉田委員を推薦させていただきたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

都市計画課長 ありがとうございました。それでは、会長にこれからの進行を引き継ぎたいと存じますが、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 承知いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、皆様、改めまして、こんにちは。ただいま会長職を任命いただきました日本大学理工学部まちづくり工学科の岡田と申します。再任になります。皆様方には信任いただきましたこと、まずはお礼申し上げます。皆様方の期待に沿えるように、引き続き全力で精進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今、冒頭、松崎部長から荒川区内の景観資源についての御案内がございましたけれども、もう一つ景観軸を付け加えると、隅田川景観軸というのがあって、日暮里台地と都電と隅田川という3つが荒川区景観計画の中の景観軸になってございます。

隅田川景観軸に関しては、先ほど私の紹介をいただいた荒川景観まちづくり塾のところ  
で、今、隅田川を中心とした景観資源を発掘しようというような取組をテーマとして掲げ  
ております。今ちょうど中間の取りまとめの時期で、来年度シンポジウムが開催される予  
定でございますので、またその辺については、今日の報告事項でございます。区民委員の  
山本さんが委員長を、私が講師を務めております。一番奥に座っていらっしゃる8番委員  
が、メンバーで、非常に和気あいあいとした中でも、かなりディープなテーマに取り組ん  
でいるところでございます。

また併せまして、先ほど御紹介いただいた委員会のほかに、今、荒川区の基本構想とい  
う、ある種、荒川区政の羅針盤となる基本構想というのがございまして、それが20年ぶ  
りの改定ということで、先週、実はこの場所で2回目の会合が開かれました。そのときに  
キーワードをいろいろと抽出していくわけですが、私以外の委員の方から、ぜひ荒  
川区の景観について、基本構想の中にキーワードとして入れてほしいというような御意見  
もございまして、先ほど松崎部長のお話のとおり、ますます荒川区景観行政への期待は高  
まることであるかと認識してございます。

今期お集まりいただきました皆様方、大変専門的な見地に達観していらっしゃると思  
い込んでおりますので、ぜひ皆様方から建設的な御意見をいただきつつ、豊かな荒川区の景  
観行政を進めてまいりたいと思いますので、皆様方にはどうぞ御協力並びに御支援のほど賜  
ればというお願いを最後に申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせ  
ていただきます。今期もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降は次第に沿って進行してまいりたいと思います。

まず議事に入る前に、本日の傍聴者ということで、1名が傍聴希望を申し出ているとい  
うことでございますので、荒川区景観審議会公開及び傍聴の取扱い基準の定めによりまし  
て、これを認めることといたしまして、傍聴者の方には入室をお認めいただけたらと思  
います。

#### 〔傍聴者入室〕

会長 今、御入室いただきました傍聴者の方に申し上げます。傍聴に当たりましては、  
荒川区景観審議会公開及び傍聴の取扱い基準等に規定されております遵守事項を厳守され  
ることをお願い申し上げます。

さて、それでは、会議次第5の議事に進みたいと思います。

今回の議案は、景観行政の取組状況の報告として2件ございます。1つは景観事前協議  
制度ということと、もう一つは荒川区景観まちづくり推進委員会等活動報告ということ  
でございます。

それでは、まず初めに、1つ目の景観事前協議制度について、事務局の都市計画課長よ  
り報告をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、景観事前協議制度について御説明申し上げます。

まず別添資料 1 を御覧いただければと思います。この資料に基づいて説明させていただきます。

景観条例におきまして、新築や改修等を行う場合は、景観の形成方針基準に適合するよう努力することが定められております。一定規模以上のそうした行為を行う場合には、区への事前協議と届出が必要となります。

一番下に参考で、対象となる建築行為の規模を記載しておりますが、先ほど松崎部長からございました景観基本軸というのが都電景観軸と日暮里台地景観軸と2つがございますが、この地区は一般の地区よりも若干厳しくなっております、高さが10メートル以上または500平米以上の延べ床の計画の場合は届出をしていただくことになっております。

そのほかの地域におきましては、15メートル以上の高さ、延べ床が1,000平米以上の規模の計画の場合は届出をしていただくことになっております。

その件数でございますが、上のほうの表でございます。令和7年度は申請が72件、届出が70件、アドバイザー協議が53件ということで、アドバイザー協議は、外壁の改修など、協議の余地がない工事につきましては省略を認めてございますので、事前協議、届出よりも件数が少ない状況になっております。令和5年、6年、7年とおおむね同じような件数、申請がございます。

続きまして、その次に、報告事例という資料を御覧いただければと思います。冒頭松崎部長のほうから話もありましたが、夕やけだんだんの脇でマンションが一度に2棟計画され、去年もこの場で御報告差し上げたところですが、その後、実際に建築が進んで今の状況がどうなったかということ、若干報告させていただきます。

簡単に振り返りますと、資料の項番1、夕やけだんだん周辺の建築計画(1)(2)とございますが、東側が7階建ての分譲マンション34戸で、高さが地上7階建てでございます。西側の6階建てのマンションは賃貸と店舗で、地上6階建てでございます。

分譲の7階建てのほうは、令和8年5月末が工期となっております、現在工事を行っている状況でございます。6階建ての賃貸のほうは、本体の工事は既に終わっておりまして、あと残りの外構工事を今やっている状況でございます。

それから、項番3の今年度の経過というところに若干記載させていただきましたが、この建築につきましては、法令に違反しておりませんし、周辺の住民の合意も得られて工事が進められておりましたが、今年度に入りまして、実際に仮囲いが出来上がって、相当な高さだということが分かってくると、去年の11月頃にこの建築によって夕日が見えなくなったのではないかとといったような苦情が区にも10件程度寄せられ、SNS上で結構拡散されまして、中には、荒川区は台東区のように高さの規制を設けていないから高い建物が建ってしまったのではないかとか、荒川区は一体何をしていたんだといったような厳しいお叱りも直接寄せられたりもしました。

次のページを御覧ください。項番4のところに景観協議の経過を記載してございますが、

令和6年4月15日に7階建てのマンション、6階建てのほうが令和6年7月12日に条例に基づく説明会が行われております。その後ですが、景観の事前協議も申請がありまして、景観アドバイザーとの面談による協議も行って、それぞれ完了しております。

その他の手続のところに記載してございますが、確認申請は7階建てのほうが9月2日、6階建てのほうが8月20日に出されて、それぞれ済証が発行されております。

項番6の景観条例を踏まえた区の判断のところに記載しております本件の計画につきましては、住民のほうから事業者に対しまして、これは賃貸マンションのほうですけど、道路上に電柱が2本ありますが、これを敷地内に移設してほしいといった要望、それから、交通が円滑になるように敷地に隅切りを設けてほしいといったこと、それから、これは7階建てのマンションのほうですけど、建築基準法に許容されている高さの制限ぎりぎりまで建てるのではなくて、一層分でもいいから下げてほしいという要望、こういった要望を事業者が受け入れまして、地元もそこまでやってもらえるならやむを得ないということで、合意に至っております、景観アドバイザーのほうも了承し協議の手続は完了しております。

また、色彩のほうも、景観計画で定める数値の範囲内でございまして、これに対して、勧告ですとか変更の命令といったこともできない状態でもございました。

それから、項番7の批判的な意見やマスコミに対する区の説明ですが、私も直接マスコミのほうから取材を受けまして、一旦収まったかと思いましたが、先週辺りもまた新聞社2社から取材を受けました。台東区のほうに規制があって荒川区にはないという話もありましたが、仮にマンションが台東区側で建設されたとしても、台東区の規制が20メートルまで認められるということですので、実際には台東区側で建っても同じような結果になってしまったと思われるという事実、それから、過去にこの地域におきまして、台東区と同じように地区計画を策定しようという方向で協議を進めていた経緯がありますが、これにつきましてはまともななかったという御説明、それから、この建築計画につきましては、一切法令に違反しておりませんので、商店街を含む地域の皆様方は皆受け入れているということ、そして、この夕やけだんだんというのは、公募によって名づけられた皆さんに親しんでいただいている貴重な観光資源ですが、それについて、夕日が見えなくなり景観が失われることは、区としても非常に残念ですが、こうした民間の開発を止める手だてはないという説明、そしてもうこれは建ってしまうのですから、マンションに入る入居者と地域の皆様が仲よく暮らしていけるようなことを未来志向で考えていくほうが大事であるということで、円滑な地域のコミュニティが形成されるように、区のほうからも新しい住民が町会に加入していただくよう事業者にあらかじめ申し入れ、賃貸は1人のオーナーですので、町会に加入すると約束をしていただいております。

こうした説明をマスコミにもしてきましたところ、一旦はSNS上の混乱は解消されたといったところですが、今申し上げましたとおり、報道されたものを見て、また新たな新

聞社が追っかけて報道したいという動きも最近出てきております。

次のA3の写真を御覧いただければと思いますが、建築前後の写真を記載しております。説明しましたとおり、一番右側に電柱を宅地内に移設することで、これは約束どおり中に移設していただきまして、あと1本、前の電柱を抜くという工事がまだ終わってはいませんが、新しい移設後の電柱と古い電柱2本立っているのを見てとれるかなというところでございます。

以上が夕やけだんだんの最近の経過状況等の御報告でございました。よろしくお願いたします。

会長 どうもありがとうございました。

ということで、大きく2点ほど報告がございまして、1つは、別添資料1にあります景観行政の取組状況というところの事前協議制度の経年のデータと景観基本軸等の御説明をいただいたというのが1つ、もう一つは、今お話のありました夕やけだんだんの案件ということになります。

話があまり混在しないように、一つ一つ分けて皆様方から御意見、御質問を受けたいと思ひまして、まず先立って、別添資料1に記載の景観事前協議制度並びに対象となる建築行為等の規模等の説明に対して、御質問、御意見等あれば皆様方からお受けしたいと思います。

御発言ある方は挙手にてお願いいたします。いかがでございましょうか。

4番委員 景観アドバイザーについてお伺いしたいのですが、景観アドバイザー2名というふうになっていますけど、これの人選方法と、あと景観審議会との関係はどういうふうになっているのでしょうか。

会長 事務局、お願いいたします。

都市計画課長 アドバイザーは色彩と建築の専門家を1名ずつということで、区のほうで選任させていただいているところでございます。

それから、景観審議会の関係では、本日お休みの吉田先生が景観審議会の委員かつ景観アドバイザーという関係になってございます。

会長 よろしいでしょうか。

4番委員 はい。

会長 そのほか、いかがでしょうか。

12番委員、どうぞ。

12番委員 参考のところの届出・事前協議の流れというのを見ると、流れがあって、これを見ると、普通に考えたら、上の表の種類別の件数にばらつきがあるのはなぜだろうと思ったのですが、例えば事前協議なしでいきなり届出にいくケースもあり、特に令和5年度の事前協議が62件で届出が67で増えているのはどういうことなのかな。いきなり届出にいったケースというのがあるのかと思ったのですが、そういう建てつけなの

でしょうか。どうして事前協議より届出が増えたり、逆に令和6、7年度は事前協議から届出にいくにつれて減っているので、事前協議の結果、届出しない人もいるのかなとか、細かいですけど、教えていただきたい。

都市計画課長 下の参考のところに書いてありますが、一般地域と公共施設等のほうで届出なのか協議なのかというのも種別が異なっておりまして、一般地域のほうは届出が必要ですが、公共施設等のほうは事前協議のみになる場合もあるという兼ね合いから、若干件数のばらつきがあるというところがございます。

会長 よろしいでしょうか。

12番委員 はい。

会長 ありがとうございます。

8番委員が手を挙げていました。

8番委員 すみません。ちょっと聞き逃したかもしれないのですが、アドバイザーの方お二人ということで、吉田委員がお一人であることは聞き取れたのですが、もう一方は……。

事務局 事務局のほうから御説明させていただきます。

景観アドバイザーとしましては、全部で6名の方に委嘱をしている状況でございます。景観の事前協議に関しましては、4名のアドバイザーに当たっていただいております。対面協議の際にはそのうち2名の方に出席して対応しています。その2名の構成が、1名が色彩の専門家で、もう1名が建築の専門家という形になっております。

景観審議会との関係でいいますと、色彩の吉田先生が景観審議会の委員もやっていたという状況でございます。

会長 そのほか何かございますか。

それでは、特にならなければ、続いての報告の夕やけだんだんについての質問あるいは御意見を賜りたいと思います。

先立って、今、事務局から御説明がありましたとおり、昨年もこの審議会での経過の報告がございました。まだ計画段階だったので、工事はそれほど進んでいない状況でしたが、今現在、工事がまさに一方はほぼ終了で外構を残すだけというようなところと、もう一方は工事が現在進行形というところがございます。私も先日区の担当の方と現場を見てまいりました。

いずれにしても、この資料で書き記してありますとおり、一般的な手続をしっかりと踏んでいるということと、現在の法制度に照らして何ら違法に該当するものはないというようなところで現在まで到達しております。

さらに付け加えますと、地域住民の方との協議の中で、階高を減らしてみたり、隅切りとか、電柱の移設というのが本来法の定めのない部分の要請というところがございますけれども、それを事業者様のほうで受けていただいて、現在その対応が着々と進んでいる

という話でございます。

ということで、本件に関して御質問、御意見等ある方は挙手にてお願いいたします。

7番委員 区議会の並木でございます。

私も長い間議員をやっているのですが、景観審議会には入ったことがないのではないかと感じて、ただ、景観というのはものすごく大事なもので、やはりできるだけ守っていくというのが基本であると思います。

ここで思い出すのが、かつて日暮里の富士見坂から富士山が見えた。それが文京区のマンション建設に伴って見えなくなってしまった。そのときも今回と同じような、あの地域を中心とした大騒動になったわけですが、結局、民間の開発を止める手だてがなかった。現在の法律では、経済活動を制限するようなことはできないし、建築基準法や関連法令に適合していればマンションの建設は可能となってしまう。今回いろいろ地域の方も区のほうも御努力なされたのは今お伺いしましたが、結果的には7階、6階のマンションが建ってしまうということで、これに対して改めて現場を見た人がその経緯を、分からずにSNS上で騒いだということがありました。新聞にも取り上げられましたし、報道でも私は聞いておりますが、ただ、今の説明を聞くと、一生懸命やって、地元の方もやむを得ずでしょうけど、納得されたということで理解いたしました。

ただ一つ、ここに台東区側で地区計画が進められているとあります。荒川区ではまだ意見がまとまっていないということではありますが、谷中銀座商店街も荒川区と接しているところもありますし、そこにマンションができないとも限らない。またこういったことが夕やけだんだんのそばで起こるかも分からないので、一定台東区と同じような高さを一定程度規制するルールが、できる、できないはともかくとして、必要ではないのかなと思いますが、これについては前向きに進むのでしょうか。

会長 事務局、お考えはいかがでしょうか。

都市計画課長 台東区側では地区計画があって、荒川区側では地区計画を定めていないという事実がございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、谷中の地区計画につきましては商店街沿いが6階程度まで、20メートルまであれば建てることができるということです。仮に同じような計画が荒川区内にあったとしても、夕日が見えなくなるようにするというような規制はなかなかできないのではないのかという考えもあります。そうは申しましても、今、7番委員がおっしゃったとおり、台東区にあって荒川区にないというルールという事実があります。過去には地区計画策定に向けた動きがあって、台東区よりも厳しい15メートルの規制について地域の皆さんで話し合ってきた経緯がありますが、そこでは話がまとまらなかったということもございます。

ただ、委員のおっしゃるとおり、一部谷中銀座のワンスパンの北側部分につきましては、荒川区でございますので、今回と同じようなことが起こらないとも限らない、それは確かでございます。同じことが起きるのではないかという危機感を持って、去年の暮れに地元

の町会長のところにお伺いして、もう一度、地区計画策定について投げかけをしております。町会長のほうからは、少し預らせてほしいというようなことで現在に至っております。

いずれにしても、強制力を伴うような地区計画を定めるためには、地域の機運が高まらなければ難しいものと思っておりますが、区といたしましては、丁寧に側面支援を行いながら、進められるものなら進めていきたいと考えております。

会長 よろしいですか。

7番委員 御説明ありがとうございます。建設できる高さの制限とかつけるということは、地主さんにとっては大変なダメージだし、先々土地の価格が下がったり、そういうことも考えられるわけです。難しいのは分かりますが、町並みをきれいにし、景観をよくするというのは本当に大事なことだと思うので、他地区の例や他区の例などを参考に前向きに進めていただきたいと思います。これこそ、景観審議会の意義だと思いますので、ぜひ経済優先、法律優先は分かるのですが、景観も荒川区ができる最高の魅力だと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で結構です。

会長 ありがとうございます。

事務局からの回答にもありましたとおり、いきなり頭ごなしで計画制度を地域の方に当て込むということはまずできないというのが現実にあつて、地域からの機運が高まっていけない限り、私権の侵害ということになりかねないのが景観保全の難しいところでありまふので、行政側から一方的に突き進んでいくわけにもいかなないというところの難しさがあります。ですつので、地域の方の機運がこれからどういふふうになめられるか、高まっていくなか、そういうところを見極めながら、丁寧に動かしていかなければならないところが重要なポイントかなというふうにお思ひます。

皆様方もいろいろと個別に御相談することもあろうかと思ひますが、引き続き御支援いただけたら幸いでござひます。

そのほか、どうぞ、8番委員。

8番委員 すみません。このことに関連してなんですけど、自分も現地に行つてみたり、どの辺が刺激になつているのかなというのを確認したりしている中で、先ほど7番委員が言われたとおり、台東区側では地区計画も定められていて、課長さんが言われているとおり、定めたとはいえ、同じ通りで今後20メートルは建つてしまふということも確認して、そういうこと、地区計画を定めて、なおかつ、今いろんなこと、まちづくりを台東区さんが谷中地域においてやられている中で、谷中の地区計画だけではなくて、景観に関してももう少し取り組んでいきたいと考えられているのが、次年度改定予定の台東区景観計画がホームページに出つていたのですけれども、谷中地域というのが、これまでは景観育成地域という名前だったのですね。これは何かというつと、ほかに例えば浅草とか上野の辺りは

景観形成地域というふうに、重点地区みたいな扱いで、それに準じるよという谷中の扱いだったのですね。

その前に、景観に取り組む前にいろんな生活環境ですとか都市計画道路ですとか、そういった環境課題を解決していかなければということをしていろいろ20年ぐらい取り組んできた中で、いろんな土台ができてきて、地区計画も立てました。では、これからもう少し景観のことを考えていこうというのを協働でやってこられたというような経緯を読み取ることができて、結構長い時間がかかるということをおもったので、荒川区でもやっていくとすれば、そういった積み上げは地道にやっていく必要があるのかなと思いました。

ちょっとここで確認というか、御質問したいのですが、今回の2件に関して、事前協議のほうでどのような指導というか、協議内容だったのかという。昨年度、私、欠席してしまって申し訳なかったのですが、議事録を読んだ中で色彩のことをいろいろ補足で御説明いただいていたのですが、それ以外にどのようなことがあったのかというのを口頭でも教えていただけたらと思います。

会長 事務局、お願いします。

都市計画課長 ありがとうございます。

台東区のほうで景観計画をつくり直しているというお話でございますが、私どもも先ほど先生のほうからありましたとおり、基本構想を今直してまして、それに基づいて、その下の都市計画マスタープランというのもこれから改定していく予定でございます。さらに、そこにひもづいてくる様々な、例えば緑の基本計画であるとか景観の計画ですとか、そういうのもその次の段階では見直していく必要があると考えています。台東区の計画ともぜひ連携を図りながら、谷中の景観というのも何か盛り込んでいくべきかと、今お話を聞いていて思ったところでございます。

それで、去年の話ですけど、景観条例により60日前までに協議することを義務づけているので、本件の2棟のマンションにつきましても、協議が進められてきたものでございます。

その中で、高さの話、一層落とすという話以外には、例えば金物の部分を木目調の仕上げをしていただくこと、周辺に点在する歴史のある寺院の建築との調和を図るために、勾配の屋根型のもので通行人の目に近いところに採用していくこと、人の視線に入るところは、住戸ではなくて共有スペースを設けて、生活感の軽減を図って、観光の視点との調和を図るように計画すること、上部の壁面は可能な限りセットバックすることが計画の、事業者の努力でなされておりまして、私どもの景観アドバイザーもそういった視点でアドバイスをしているという記録が残っております。

8番委員 ありがとうございます。

先日、現地も見に行っていて、西側はシートも外れていて、大体どんなものができて、こういうところはすごく頑張られたのだろうなと想像しながら拝見していて、関係者の方々の

御努力というのをすごく感じたところであります。

一方で、少し考えたことがあります、七面坂側というのが、谷中に住んでいらっしゃる方々にとっては、生活動線としてはこちらのほうが結構主であったりするかと思うのですが、ここは大分変わる中で考えて、谷中側でそういう景観に取り組んでいくところで、ガイドラインなんかもつくられていて、緑とか植栽とか、そういった辺りを非常に重視されていて、どうしても谷中銀座側が表というところで、そこを頑張ってもらわないとという話ですけど、どうしても裏になってしまう部分を和らげていくのに、花とか緑とかそういったものというのは谷中にとってはすごく大事にされているアイテムなので、そういったところも出していけるといいのかなと思いました。

これから建っていき、今、外構もやられているので、まだどういうものができるのかというのが全部見えているわけではないですけど、先ほど課長さんが言われたように、住まわれた人たちがもしかしたらそれをやられるかもしれない。例えば樹木が一本植わったその足元にみんなで花を植えようということをやられるかもしれないということに期待するわけですね。谷中で取り組まれていることと協力体制、表立って、今、重点地区同士だからというふうにはなかなか足並みをそろえるのは難しいかもしれないですけど、担当課同士の連携というか、情報共有ですとか、そういう中でできるだけ働きかけられるようなパスみたいなものを持ち続けることであるとか、今回の協議の内容を、今、事前の記録としては絶対に残ると思うのですが、事後のウォッチというか、これが今こうなっているということが次の案件につながるのではないかなと思うので、そういったところを今後未来に向けて、なかなか大変な中ですけども、取り組んでいっていただけると、町会長さんにお話しされたりということも今後生きてくるのではないかとすごく思いました。

以上です。すみません、長くなって。

会長 私の感想です。ごもっともな御指摘だと思います。ただ、入居者の方には決して責があるわけではないので、そういったガイドライン的なものが地域に根づいているとすれば、もともとお住まいになっている方々がまずは範を示すということも必要かもしれないですし、新たに入居される方と旧住民の方とのコミュニケーションというのも、あるいはコミュニティ形成というのも非常に重要なかなと思います。これは基本構想の中でも私は前回発言させていただいて、三河島とかその他、日暮里エリアなんかも再開発が進んでいて、新住民と旧住民の方とのコミュニティというのがどうやって育まれていくかというのはすごく大事なところだと思います。

ですので、新たに入居される方の積極的な取組も期待される場所でもありますけれども、もともとその土地にお住まいになっている方々が積極的にガイドラインに則った取組を先進的にやっていって、自分も協力しようかなというような、そういう機運を盛り上げていくことも結構大事なかなと思うので、その辺はぜひ地域ぐるみで実っていくといいかなと思いました。ありがとうございます。

すみません。私がしゃべっちゃいました。事務局からもし何かコメントがあれば。

都市計画課長 今、会長おっしゃったとおりでございまして、新たに住まわれる住民に  
いかに協力していただけるかというところですけど、北側にも実はマンションがもう既に  
建っていて、その住民は例えば緑化なんかにも協力しようということで、私ども、街  
なか花壇という事業をやっていて、地域のボランティアが公共の場で緑化活動をするとい  
う取組ですけど、既にそういった協力もしていただいていますし、先ほど言い忘れたので  
ですけど、景観の協議の中では、在来種を優先して植栽していこうとか、建物は無彩色や低  
明度の色は避けて、優しさとか柔らかさを追加したような色にしましょうというようなこ  
ともアドバイザー会議のときに申し合わせができていますので、そういったところで、今  
の事業者にも協力していただいています。これから住まわれる人とも我々は連携して、  
この場所が引き続き住みやすいようなまちになるように努力していかなければいけないと  
思っております。

会長 よろしいでしょうか。

どうぞ、13番委員。

13番委員 今回、いわゆるSNS上での炎上ということだと思っておりますけど、配って  
いただいた資料の最後のところが、SNS上の混乱は収束したという、この一文にすごく  
区の方の苦勞を感じるのですが、炎上が鎮火して、それで終わりではなくて、区内、い  
ろんな再開発も行っていますけど、それぞれまちが変わったところに対して、改めて評価  
というか、建物が建って、人が住んで、まちが出来上がってきたタイミングで、改めて谷  
中の夕やけだんだんの景色が一体どういうふうになったのかという評価がもう一回でき  
ないのかなということ少し思いました。

というのも、今回の添付いただいている写真を見ても、確かに夕焼けは消えてしま  
ったかもしれないけど、ある意味では、通り抜けというか、ピスタ的な景観が出来上が  
ったみたいな言い方もできるのかもしれないという。そういう意味では、どっちかという  
と、真ん中に立っている谷中銀座と書いてある商店街のアーケードというか、アークというか、  
あれがすごく重要だよということが分かってくるのかもしれないし、「いや、やっぱり建  
物の圧迫感がひど過ぎるよ。」とか、「建物の1階に店舗が入ってまちの様子がこんなふ  
うに変わった。」とか、総合的にもう少し冷静に、客観的に評価、せっかくアドバイザー  
制度もあるので、そういった方に改めてまちを評価していただいて、区としてここはよか  
った、ここはよくなかった、だから今後こういうふうにしてほしいことを積み上げら  
れる機会になれば良いと思う。

どうしても景観というのは慣れると思う。良くも悪くも慣れるというか、慣れてうやむ  
やになるというのが常だと思っておりますけど、そこを区の方で評価していただけたらと思  
うのですが、いかがでしょうか。

都市計画課長 ありがとうございます。

大体区の事業をやると、必ず再評価はやります。ただ、民間がやった評価を区はやりないので、今、委員おっしゃったとおり、守りたかった景観がこういうふうになってしまったことについて、それをまた改めて皆さんの目で見えていただいて、その後どうなるのかというのを評価するというのも、確かにそれは重要な視点だと話を伺って思ったところでございます。

それで、私も何回かこのマンションの話が出てから、そこに足を運んでみたのですが、お客さんが減ってはいないと思えました。すごくにぎわっているんですね。ということはどういうことなのかと。わざわざ夕日を見に来たというより、谷中銀座という商店街にまた別の魅力があって、ただ夕日を見に、夕やけだんだんの景観を見に来るだけではない何かがもしかしたらあるのかなと感じたところです。

完全に夕日が見えないわけではなく、四季を通じて必ず1か月くらいは商店街のほうに沈んでいく夕日が見えるはずです。例えば、そういうときに何かイベントをやるとか、そういったソフト的な視点で何か仕掛けをすることも可能ではないのかなと思えました。あれだけのお客さんが来ているので、日暮里の繊維街のほうに引き込むとか、何か別の工夫も必要なのかなと。夕日だけにこだわらずに何か別のことができるのではないかと、現地に行ってお客さんを見て思ったところです。

あと、毎年アドバイザーの全体会議もありますので、アドバイザー会議の機会もあるので、そういうところで評価していただくというのも一つのヒントをいただける機会になるかなと思います。ありがとうございました。

会長 景観まちづくり塾の山本委員長としても、評価していただいてもいいのではないですか。ただ、気をつけなければいけないのは、景観は時間軸がすごく大事で、開発整備が行われた直後の評価と10年後で全然違うのですよね。

典型的なのはパリのエッフェル塔ですけれども、あれは当初は一部の批判も浴びて、それがだんだんパリの一大名所になるというようなことがあって、夕やけだんだんの場合は単体の施設構造物というよりは、面としての、町並みとしての価値だと思うのですが、実際パリのエッフェル塔の例を挙げると、1つの工作物でもそういった論争があって、それが時間とともに高い評価に変わっていくというようなこともあったりするので、時間軸を踏まえて冷静に考えていかなければいけないのかなと思います。ありがとうございます。

そのほか、何かございますか。

8番委員、どうぞ。

8番委員 今回のものというのは、行政の方々であったり地域の方々が御自分たちのまち、自分ごととして努力された結果、今こういうふうになっているのだろうと感じている一方で、私、東側のウィルローズさんのほうのパンフレットがあったので、ちょっと見ていると、これはどうだろうと思うような一言があって、これをここでどうこうしようという話ではないのですが、少し読み上げるのですけれども、中略しながら言いますけど、

「建物の南側は谷中地区計画に指定され、建築高さ制限がされています。穏やかな景観が調和した谷中ならではの町並みを眼下に都心部まで臨むことができる開放的な眺望を享受することができます。」と書いてあります。これは第10回の景観審の中で吉田委員が言われていた、谷中に失礼のないようにというようなことを書かれていたと思い、非常に谷中に対して失礼なことを言っていると思うのですね。そうですね。地区計画をかけて高さを制限されたところを我々は非常においしく堪能できますよと言っているようなことについて、ちょっと怒りも覚えるのですけれども、こういうことを事業者の方に言わせたくないなというか、もう少しデリカシーを持って開発に当たってほしい。それをやった結果、今はこういうふうには炎上しているかもしれないけど、20年後にはもしかしたら先ほど山本委員が言われたように、ピスタができて、ダイヤモンド富士みたいに夕日がそこに落ちていくという、むしろいいものになる可能性もなくはないけど、こう言われてしまうと、そういう気持ちになれなくなってしまうので、こういったところを、どうしたらいいか分からないけど、正していけるようなことができるといいのかなと少し考えました。

すみません。感想みたいな感じになってしまって申し訳ありません。よろしくお願ひします。

会長 パンフレットができる前に少しそういった事情をまず酌んでもらうということが大事だと思います。丁寧な説明を行政側から提示して、そういった角の立たないパンフレットあるいは広報というのですかね、そういうところを考えていただかないと、違和感その後も残すようなことになってしまうので、それこそ事前の協議というんですか、そういったことが起きないように配慮も大事かなという御指摘だと思います。ありがとうございました。

11番委員、どうぞ。

11番委員 今まで皆さんの意見を聞いてきた感想しか言えませんが、一言感想を述べさせていただきます。

私はずっと日暮里の駅前に住んでいて、勤務も第一日暮里小学校だったので、富士見坂から富士山を見ながら仕事に通っていました。とてもいい景観でした。夕やけだんだんもビルが建つ前はすばらしい、いい景観です。建ったら今、すごい圧迫感があって、夕日が見えなくなると、これは実際の話ですよ。

あと一つ、今建っているマンションのところはジャズバーがあったんですよ。ジャズのレコードが3,000枚あって、そこに行くとジャズを聞かせてくれたという店があって、だから、荒川のジャズの文化が消えちゃった。それは僕は一番景観よりも大きな痛手だったです。でも、僕が思っているのは、新たな景観を美しく見せる手だてを考えていくべきじゃないかと思います。夕やけが見えなかったらシンボルツリーを植えるとか、何か新しい景観をつくっていただきたいなと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。御意見として頂戴いたします。

そのほか、いかがでしょうか。

4番委員 僕もまち歩きをあちこちしているのですが、夕やけだんだん周辺というのは、東京でもまれに見る空の広い、ほのぼのとした景観だったのですよね。現状の写真を見ると、本当に激変しちゃっていますよね。日本は法治国家ですから、しょうがないという面があると思うのですが、本当に法の下にじくじたる思いがするのは私だけでしょうか。そういうことです。

会長 こちらもまた御意見として頂戴したいと思います。

御意見は十分尽きてきたと思いますが、まだほかにもございますか。

最後に私から1つだけ、テクニカルな話ですけど、何分、谷中銀座のところは、台東区と荒川区が入り組んでいる区境になっていて、足並みをそろえないと景観の調和というのがなかなか目指せないところも懸念としてあります。

実は、景観法の中で広域景観計画というのがあって、先立って先進的に取り組んだのが関門景観条例というのがありますが、関門海峡をまたいで、下関側と北九州市側で同じ統一のルールをつくろうということになり、見る、見られるの関係で。それができた途端にお互いの相互の訪問とか交流が始まったり、ちょっとした市民活動にもつながっていくようなことがあったり、例えばマンションの壁を下関側はくり抜いて、北九州市の門司港側が眺められるようにしてみるとか、そんなことも事例としてあります。

あとは、日本三景の1つの天の橋立のあるところも、複数の自治体が1つの景観計画をまとめていくというような広域景観計画というのを立てたりしています。ただ、何分広域景観なので、複数の自治体が横断的に取り組んでいくことにはなりますが、谷中銀座商店街の場合はそこまでの広域性はなくて、コンパクトなエリアの中での話になってくるので、どこまで適用の可能性があるのか分からないのですが、台東区と荒川区の中で、あのエリアの統一的な景観計画連携というのですか、そういうのもあっていいのかなという気がいたしました。むしろそういう取組をしていかないと、台東区はこうやった、荒川区はこうやったで、またそこで温度差が出てきてしまうのもなかなかもったいない話であるので、そういった制度を活用する以外にも、協議という話合いの場を設けるということもあるかもしれないので、その辺のところは我々識者の中でも協力できる範囲のところは協力したいと思います。何でもかんでも行政側に押しつけるのではなくて、それぞれの専門的見地でできることはぜひ我々も協力しましょう。そういうような宣言をここで皆様に申し上げて終結したいと思いますけども。そのほか何か言い残した事というのは特にございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、前回の審議会でもこの議案があって、その後、SNSで話が上ってきたというところがありましたので、今回のこの内容もきちんと議事録に載せて、告知、広報い

ただいて、少しでも市民、区民、国民の理解が深まることを期待したいというふうに思います。ありがとうございました。

それとあと、先ほど冒頭事務局からの説明で、ごみ出しのルールや町会の加入という話がありました。未来志向で発展的な取組ということでは、そういったこともきちんとのんでもらうというのも大事だと思いますので、そういうのも新住民と旧住民とのコミュニティ形成の1つになるということから、この辺りの進捗状況も区側でしっかり確認をしていただきたいなということ。それと、あと、幾つか条件を住民側から事業者様のほうに提示して、電柱の移設が済んで、隅切り整備も終わったのでしょうか。幾つかまだ積み残しもあるのでしょうか。その積み残しの部分を丁寧に対応いただけるようなことも併せて、区のほうで進行管理いただくということを条件として、審議ではないので、条件として付すというもおかしな話ですけども、我々から区に対するお願いということで御承知おきいただけたらというふうに思います。皆様方、そんな形でよろしいでしょうか。

では、そういう形で引き続き進行管理をお願いできればと思いますけども、課長から何かございますか。

都市計画課長 皆さんにいろいろ御意見いただきまして、ありがとうございました。最後に会長のほうから仰せつかりました進行管理の点につきましては、しっかり事務局のほうで確認させていただきましますので、よろしく願いいたします。

会長 よろしく願いいたします。

皆さんも御意見ありがとうございました。

それでは、続きまして、2つ目の報告になります。荒川区景観まちづくり推進委員会等活動状況についてということで、引き続き事務局の都市計画課長より報告をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、別添資料1の2ページをお開きいただければと思います。景観まちづくり推進委員会の活動報告でございます。

区では、区民に対して景観の基本的な考え方を、広く普及啓発する取組を支えるために、荒川区景観まちづくり推進委員会を組織しておりまして、その委員会が中心となって景観まちづくり塾を運営しているところでございます。

景観まちづくり塾のことが2ページの真ん中付近から記載させていただいていますが、「水×景観」をテーマにしまして、令和4年度から5、6、7年度と活動してきました。

3ページに令和7年度の活動の内容について記載しておりますが、「水×景観」ということで塾生20名が1年間で6回塾を開催いたしまして、隅田川班と暗渠班の2班に分かれまして、まちあるきを行うなどしてまいりました、そういった活動でこれまで発見してきました風物資産のタネを基にいたしまして、グループワークも開催しました。そして、成果としてまとめまして、塾生と景観アドバイザーの委員の皆さんと内輪という形にはなりましたが、成果発表会を最後に開催させていただきました。その写真を3ペー

ジに掲載しております。

それで、発表会の中でもあったのですが、両班とも本当に真剣にやっていただきまして、例えば暗渠班は区内には数多く水路があったのですが、今では暗渠として隠れてしまっていて、皆さんの目には触れなくなっています。昔の水路をしのび、ここに水路が流れていたんだと昔の景色を思い浮かべながら、それを景観の資源としていこうではないかと、それを発見していこうではないかという活動です。

隅田川班につきましても同様の活動を行い、例えば汐入地区には水運を利用した産業が栄えていたことなど歴史をひもとく活動を熱心にやられまして、それをリーフレットのような形で両班とも取りまとめていただきました。そして、私からもお願いしたのですが、広く区民の皆様公表していくべきだと思いました。ここに途中までできたものがありますが、暗渠ブックレットとしてまとめていただいています。

来年度はぜひ内輪の発表会だけでなく、広く区民向けにシンポジウムをやったかどうかということで、同じ塾生のメンバーで区民向けのシンポジウムを総まとめとして実施する方向で話がまとまり、今年度の活動は終えたところでございます。

シンポジウムを開催する運びになりましたら、ぜひ景観審議会の委員の皆様方にもお越しいただいて、話を聞いていただければありがたいです。これは事務局からのお願いでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

ちょうどまたがるような形で山本委員と原田委員が景観まちづくり推進委員ということで景観塾に関わっていらっしゃいます。山本委員が実は景観塾の委員長となっておりますのでせっかくいらしているので、取組について御紹介をいただけるとありがたいです。

13番委員 荒川区景観まちづくり塾は、ちょうど今年度で10年間活動してきたものです。最初の5年間につきましては、「防災×景観」ということで、荒川区の喫緊の課題である防災と景観について活動をしてきました。今年度までの5年間につきましては、「水×景観」、これは先ほど会長がおっしゃったとおり、荒川区の景観の景観軸になっている隅田川景観軸に基づいて、水というものを選んだのですが、荒川区内にある水に関する景観、専門家の方々をお招きして講義やまち歩き、塾生の皆さんとグループワークをしながら、荒川区内にはどんな水と景観があるのかというものを発掘していく活動をしてきました。この発掘したものを僕たちは荒川風物資産と呼んでいます。

風景資産ではなくて風物としているのがみそでして、先ほどジャズというお話もありましたが、音楽、音だって重要な荒川区の資産ではないかと。また、例えば谷中銀座であれば、揚げ物の油の匂いが意外といいみたいな話もあるのかもしれないですけど、そういう匂いももしかしたら荒川区として大切に残すべきものではないか、そういうこともあって、五感で感じるものとして風物資産というものを僕たちは集めて回っていると、今回の夕や

けだんだんみたいに、見えなくなってしまってから、失ってからその大切さに気づくのではなくて、今あるものをきちんと自分たちで発掘し切ったほうがいいのではないかと、自分たちがどういうものが大切だと思うのかというものを区民の皆さんと一緒にきちんと発掘しておくこと。その発掘したものをどのように荒川区として活用するのかという次のステップに行くためのまずは情報集めというか、材料集めの期間だと思います。

先ほどお伝えいただいたとおり、ここまでで「水×景観」というテーマの活動については一区切りということで、600以上の風物資産というものを集めることができました。それらをもう少し整理しながら、塾の中だけではなく外の方に、区民の方にお伝えするというのが本来の塾の普及啓発というのが大きな目的なので、その部分をやっていこうというのが次年度ということです。シンポジウムというなお話もありましたが、いずれにせよ、イベントを開催したいと思っています。区内、区外のいろんな方が参加できるようなイベントを次年度に開催して、我々が集めてきた風物資産はこういうものがあって、それはどういうものなのか皆さんで議論できるようなイベントの開催を予定しているところです。

以上です。

会長 ありがとうございます。併せて8番委員のほうから少し取組の御紹介をいただくと、特に暗渠、大分頑張っているから、荒川の味わいというのか、暗渠から見た荒川の味わいを少し御紹介いただけますか。

8番委員 「水×景観」というテーマを推進委員会の中でやろうと言いだしたときがちょうどコロナ禍に突入して活動が難しくなった中で、少し発酵的な取組もしていかなければいけないという中で、ちょうどよかったというのが一つあります。先ほどのジャズのお話もありましたけど、隅田川という圧倒的な景観軸の一方で、見えなくなった水があるというのを、五感の全てを使って味わえるのではないかと。でも、それは何だろうというようなことを考えながら取り組んできたので、かなり試行錯誤的ではあったのですが、これをやる意義というのも途中で何度か議論がありました。岡田先生からもいろいろアドバイスをいただきながら検証してきた結果、これを追いかけていくとまちの形が見えてきたり、まちの解像度が上がってきたり、生活の香りというのが面的に、線的に立ち上がってくるというのを感じた4年間でした。詳しくはブックレットを、今、完成に向けてこれからも活動していくのですが、それをお楽しみにしていただきたいです。塾生の中からも、試行錯誤しながら、いろんな区民の方にも見ていただきたいという声が上がっていて、こんなことはできないか、あそこで見ていただく取組ができないかという意見も少しずつ出てきているので、そういったことを今年度また継続的に検討しながら、皆さんにお見せできるものを完成に向けて取り組んでいきたいと思っています。

それで、ちょっとお懐かしい顔があって、もしよろしければ何か一言。

6番委員 2023年に暗渠班で参加させていただきました。とても暑い夏で非常に弱

りましたけれども、今でも思い出します。とても楽しかったです。ありがとうございました。

会長 暗渠というと、要は蓋かけの水路、河川ですけど、町屋のところにいけば藍染川というのがあって、川はないのだけど、何でここが藍染川という道標が立っているのであろうというイメージとか妄想が膨らむのですよね。見えないからこそ想像力をかき立てる地域資源というのが結構荒川区に散在して、例えば橋の欄間の親柱だけが暗渠化されているところに残っていたり、あとは電柱の上に暗渠化した水路の名前が残っていたりとか、何がしかの痕跡がまちの中をたどると発見できるのですよね。そういうのをたどってまち歩きすると、目に見えない河川、水路だけど、なるほどというような面白さが結構あったりするものですから、それを読み物風にまとめていこうというのが原田さんたちの今の取組になっております。

ぜひそのお披露目に向けて、来年のシンポジウムを開催したいというふうに思っていますので、皆様方、お誘い合わせの上、御参加いただけたらというふうに思います。

何かこれについて、御意見とか御質問はございますか。

7番委員 先日、あらBOSA Iで、防災部のところでカルタがありました。防災カルタ。あれに山本展久さんが関連していると聞いたのですよ。ここに本人がいらっしやる。全然防災と関係ないのを作っているのかなと思ったら、今のお話の中で、10年のうちの5年間を防災に対して一生懸命やったということで、私、暗渠のほうに興味があるんですけど、そういったものを作られているということで、これからもブックレットとかいろいろなものを作成していける能力がおりなのかと思うのですが、これについて、委員長、申し訳ございませんが、御本人がいるので、その経緯等、私、聞いてびっくりしたところなので、お話を伺いたいです。

会長 「防災×景観」カルタ、それについて御紹介してください。

13番委員 ありがとうございます。

最初の5年間、「防災×景観」というテーマで活動してきて、最初の5年間も今の水と景観と同じように荒川区内の風物資産を探していこうと。防災と景観というのは何というところからスタートするのですが、例えば荒川区の取組で、赤いバケツが玄関の前に置かれて、ああいうものが配布されているまちはなかなかないと思うのですね。あれ自体が消火に役に立つのかどうかというのはさておきだと思うのですが、啓発としてはすごく有効だと思うのです。ああいうものがあるまちというのは、防災の意識が高いだろうということも示せると思うし、先ほどの街なか花壇みたいなものも、直接防災とは関係がなくても、そういう取組をする中で地域の人とつながる。そういうつながりを持っているということ自体が防災につながるのではないかみたいな。例えば消防団の活動みたいに直接的に防災に関わる景観もあれば、間接的に関わるものもある。そういったものをたくさん集めて、その中から幾つか寄りすぐってカルタを作ったというようなものでございます。

7番委員 作者の方に直接お話を聞けて、本当にうれしく思います。短歌調とかで短歌みたいにやっていますから、子どもだけではなく大人も楽しめるということで、今後、暗渠の方もあるわけですけど、ぜひいろんな意見を出していただきたいと思います。

それで、暗渠について一つだけ、私も本当に思い出というか、子どもの頃は、ちょっと申し訳ないのですが、我々の中では暗渠とか水路ではなく、どぶ川とかどぶと言っていました、私も生まれたうちから20メートル、30メートル、ずっと尾竹橋通りから隅田川に向かうどぶがあったわけです。その脇を歩いて学校に通学していました。先ほど言った藍染川ですけど、町屋の京成の高架下に、藍染川通りのところにどぶがありまして、これは私、小学校1年、2年、幼稚園の頃から通っていますから、本当にひどかった。そのいわゆる柱というか、横の支え、そこを行ったり来たりして、本当に落ちないでよかったと思うのですが、そういった思い出がすごくあるんですね。それがふさがってなくなってしまった。でも非常に重要な役目を果たしていると思いますし、暗渠というのは、まちをずっとつくってきたというか、荒川区の水路を支えているわけですから、非常に重要で、これに注目されるというのはすごいなと思います。

今、ブックレットを見ましたら、まだ完成されていないみたいだけど、これに対して、防災×景観カルタと同じように、出来上がるのを私は楽しみにしていますので、暗渠というのは、下に潜っていますけど、昔から荒川区を支えていると思いますので、ぜひ御努力いただいて、完成させていただきたいと思います。そのことをお願いして、終わります。よろしくお願いします。

会長 貴重な応援、ありがとうございます。

事の発端は、もともと皆様御案内のとおり、荒川区は23区の中で災害危険度1位の地区があったり、木密が課題になっていたりというようなことで、区の政策の中心が防災ということですね。折しも10年前というと東日本大震災が発生した直後で、そのときに被災3県で議論になっていたのは、景観と防災とどっちを取るという二項対立的な話があって、防災を取ると防潮堤のかさ上げが大事だと。景観を取ると防潮堤はないほうがいいのかというような、二律背反的な議論が沸き起こっていて、そうした中で、荒川区の中でも今防災に重きを置かれている。ただ、一方で荒川区の日常の豊かさというのは、下町の風情ですよね。暗渠も含めてですけども、そうした中で、防災と景観という二律背反の立場ではなくて、両方をうまくいいとこ取りするようなまちづくりができないかというところで、そうやって考えれば、防災に関わる情報というのは全部目に入ってくるのではないかと。そこで一つは防火用のバケツが並んでいるようなところが、いわゆる消火の水があるだとか。あとは井戸の位置が分かれば、上水道が寸断されたときにも水がそこで供給できるだろうとか。あとは都電荒川線のバラを追いかけていけば、最後は隅田川の避難地についていくだろうと。それを全部カルタにしたのですよね。だから、あのカルタは実は荒川区の防災情報が楽しみながら学べるという、それがあつた種日常の豊かさと災害時の備えという景観

塾のコンセプトにつながってくるというのが大本の背景でございました。

山本委員長が頑張ったのは、区がお金を出してくれなかったので、クラウドファンディングで区民から募ったら、あっという間に集まりましたよね。そういうことで、さっき行政ばかりに頼んでいるのがまちづくりじゃない、自分たちができることは自分たちでやりましょうというところを実践したというようなところもございました。

というようなことで、次年度は塾生の新規公募がなくて残念ですが、また新しいフェーズが始まったら、区民公募を再開して、皆様方の参加の機会を設けたいというふうに考えておりますので、ぜひその際には奮って御参加いただけたらと思います。

そのほか、何かございますか。よろしいですかね。ありがとうございます、事務局に確認ですけど、本日用意されている議題はこれで全て完了と認識していますけど、取りこぼしはないでしょうか。

都市計画課長 はい。ありがとうございます。

会長 分かりました。

では、次第の6、その他に進みたいと思います。

次回の開催予定について、事務局より御案内をお願いいたします。

都市計画課長 次回の開催予定でございます。

次回の開催は、今のところ未定でございますが、今日、本当に勉強させていただきました。景観の深さというものを改めて認識できました。このような機会は、私ども、区政を運営する上でも重要だと思っておりますので、例えば何か夕やけだんだんのような事案のようなものがなくても、最低でも1年に1回は開催して、例えば塾の活動の報告だけでもいいと思いますし、1年間で起きた事案等を報告するのでもいいと思っておりますので、ぜひ1年に一回はこのような機会を設けさせていただければと思っております。詳しい日程が決まり次第、改めて御連絡差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

今回は未定ではございますけど、次年度ということになるかと思えます。一定の時間がございますので、日頃、ぜひ皆様、荒川区内を歩いて、見て感じたところをまた次回の審議会で意見というような形で共有させていただけたらと考えております。

最後になりますけれども、議題以外で何か全体を通じて皆様方から御意見、発議したい方がいらしたらお聞きしたいと思いますけども、何かございますか。よろしいですか。

ちょうど3時という区切りのいい時間となりました。円滑な調査、審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、特に御意見等ないようでございますので、本日の審議会はこれもちまして閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

午後3時01分閉会